



# 消費生活サポーターだより No.70

令和7年1月

長野県消費生活サポーターの皆様におかれましては、日頃より地域や職場等で啓発活動や見守り活動等にご協力をいただき、ありがとうございます。本年も引き続きよろしく願いいたします。今月は、「県内で SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が急増！」などを掲載しました。活動の参考にご覧ください。

## 知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～



### ◎ 県内で SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が急増！

SNS を悪用した投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が長野県内で急増しています。県内における昨年の被害額（令和6年12月末暫定値）は、約17億円超と過去最悪の被害額でした。これらの詐欺は非常に巧妙で、1件当たりの被害額が1,000万円を超えるなど、被害が高額になる場合が多いのが特徴です。

手口や気を付けるべきチェックポイントを知って、詐欺被害から自分や周りの人を守りましょう。



### 【SNS 型投資詐欺、ロマンス詐欺 被害状況（令和6年1月から12月末・暫定値）県警察】

○被害件数 **141件**（前年比+89件）

※SNS 型投資詐欺 **63件**（前年比+32件）、ロマンス詐欺 **78件**（前年比+57件）とともに大幅増加

※**65歳未満の被害者が106人**（75.2%）と中・若年層が被害の多くを占めている

○被害額 **約17億5,522万円**（前年比+約11億8,887万円）

### OSNS 型投資詐欺とは

SNS 等を介して、投資をすれば利益が得られるものと誤信させ、投資アプリ等に誘導するなどし、虚偽の利益を表示することで安心感を与え、架空の投資を継続させながら、投資金名目や利益の出金手数料名目などで金銭をだまし取る詐欺のことを言います。

#### 【実例】被害者：50代女性 被害額：約1,400万円

インターネットで見つけた著名人を自称する者の投資関連の広告にアクセスしたところ、SNS に誘導された。メッセージをやり取りする中で、「金の取引が始まっています」「金の取引は利益が大きい」といったメッセージを受けとり、そこで投資を勧められた。約2か月間、相手から指定された口座に複数回にわたって合計約1,400万円を振り込み、だまし取られた。

#### ○気を付けるべきチェックポイント

- 投資先が実在しているか・国の登録業者かどうか（金融庁のウェブサイトで確認）
- 「必ず・絶対・確実にもうかる」「あなただけ」といった文言に注意する（投資に必ず・絶対・確実はありません）
- 投資を勧めている「著名人」がなりすましではないか（本人の公式サイトなどから確認）
- 勧誘された「暗号資産」や「投資アプリ」等が実在するか（実在するものか名称などをインターネット検索する）
- 振込先の口座が個人名義、無関係の法人名義、振込のたびに変わるなど不審点はないか

## OSNS 型ロマンス詐欺

SNS 等を介して、恋愛感情や親近感を抱かせながら投資などに誘導し、投資金名目や利益の出金手数料名目などで金銭をだまし取る又は、架空の事実を口実とし、交際の継続等を前提とした各種名目で金銭をだまし取る詐欺のことをいいます。

### 【実例】被害者：30代男性 被害額：約470万円

SNS を通じて女性と知り合い、メッセージをやり取りする中で同女性から、「私は経済状況に応じて適切な外貨投資を提案できる」「二人が共通の目標のために一緒に努力することこそ、最高の結婚でしょう」などとメッセージを受信し、約1か月間、相手から指定された口座に複数回にわたって、合計約470万円を振り込み、だまし取られた。

### 〇気をつけるべきチェックポイント

- 面識のない相手から、SNS 等で突然メッセージが送られてきた（直接会ったことのない相手とのやりとりは慎重に）
- 「直接会いたい」と言っても、様々な理由を付けて一度も会えない
- 相手の音声、画像、動画は AI で作成したものなど、不自然なところはないか
- 様々な理由をつけ「投資」や「お金の話」が出たら注意する
- 相手の名前と違う個人名義、無関係な法人名義の口座にお金を振り込むよう要求された



(消費者庁イラスト集より)



リンク先 QR コード

### ◆少しでも、怪しい・心配と感じたら早めに消費生活センターや警察に相談してください

消費者ホットライン 188 (局番なし)

警察相談専用電話 #9110

その他の手口等については長野県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/kurashi/bouhan/snstousiromansusagi.html>

## 長野県からのお知らせ

### ◎若者向け消費者被害防止の啓発を実施しました！

1月13日は成人の日です。2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年に達すると、親の同意が無くとも自分で契約ができるようになった反面、未成年を理由に一方的に取消しすることができなくなりました。契約の知識や経験が少ない若者を悪質業者が狙っているので注意が必要です。

県では、そうした若者の消費者被害の未然防止、早期発見等を目的とした取組みとして、若者の被害防止のポスターやリーフレットを作成し、市町村、県内の高校・大学等へ配布しました。参考にリーフレットを添付いたしましたので、活動の参考にしてください。

### ◎「闇バイト」=犯罪の加担防止の呼びかけとして、WEBマンガを公開しています！

若者が闇バイトと称する犯罪に加担し、逮捕されています。約束の報酬を元から支払うつもりはなく、都合よく利用された後、捨て駒として切り捨てられます。

県では闇バイトに応募してしまった若者の末路をWEBマンガで公開していますので、ぜひご覧ください

<https://www.nagano-shohi.net/keihatsu/comic/>



## 添付資料

リンク先 QR コード

〇くらし安全・消費生活課 悪質商法かも！？勧誘されたら188番

長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：[kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp](mailto:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp)

発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課



しあわせ信州



長野県消費生活被害防止啓発キャラクター  
もシカッチ